

■ 不法投棄・野焼きを見つけたら通報の御協力をお願いします

不法投棄や野焼きは、発見が遅れると環境汚染が拡大するおそれがあるほか、行為者の特定が難しくなる場合もあります。

未遂段階や早期の段階でやめさせることが重要ですので、ためらわず県や市町村、警察へ通報してください。

また、土地所有者等は、所有する土地に他人に捨てられたごみを発見したときは、速やかに県や市町村、警察へ通報してください。

不法投棄のチェックポイント

◆このような場所はありませんか？

- ダンプなどが通れる道幅があり、通行量が少ない山間部。
- 普段管理されておらず、無断で出入りできる空き地。



◆このような様子はありませんか？

- 穴を掘ることができる重機がある。
- 造成工事現場で、コンクリート破片を埋めている。
- 廃棄物の処分場ではない場所に、ごみを積んだ車が入って行く。
- 産業廃棄物を積んだ車に、「会社名」や「産業廃棄物収集運搬車」の表示がない。

(産業廃棄物を運搬する際には、会社名と産業廃棄物収集運搬車であることの表示が必要です。)

- 山間現場に人がいないが、毎日地形が変わっている。

不法投棄や野焼きの通報ポイント

- いつ頃から行っていますか? ●場所はどこですか? 地番や目印は何ですか?
- 捨てられているもの、焼いているものは何ですか?
- 行為者は誰ですか? ●行為者の車がありますか? 車種やナンバーは何ですか?
- 人や車を見かけるのは何時ごろですか?

※行為者に接触することは大変危険ですので、無理な写真撮影や声かけはしないでください。

通報はこちらへ

不法投棄を発見した地域	通報先	電話番号	FAX番号
二本松市、伊達市、 本宮市、伊達郡、安達郡	県北地方振興局 県民環境部 環境課	024-521-2722	024-521-2855
須賀川市、田村市、岩瀬郡、 石川郡、田村郡	県中地方振興局 県民環境部 環境課	024-935-1502	024-925-9026
白河市、西白河郡、東白川郡	県南地方振興局 県民環境部 環境課	0248-23-1421	0248-23-1507
会津若松市、喜多方市、 耶麻郡、河沼郡、大沼郡	会津地方振興局 県民環境部 環境課	0242-29-3908	0242-29-5520
南会津郡	南会津地方振興局 県民環境部 環境課	0241-62-2062	0241-62-5209
相馬市、南相馬市、双葉郡、相馬郡	相双地方振興局 県民環境部 環境課	0244-26-1237	0244-26-1120
福島市	福島市環境部 廃棄物対策課	024-529-5266	024-563-7290
郡山市	郡山市環境部 5R推進課	024-924-2181	024-935-6790
いわき市	いわき市生活環境部 廃棄物対策課	0246-22-7439	0246-22-7605
県内全域	福島県警察本部 生活安全部 生活環境課	024-522-2151(代表)	

発行

福島県生活環境部産業廃棄物課

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号
電話 024-521-7259 FAX 024-521-7984

ホームページ <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16045b/>
Eメール sangyou@pref.fukushima.lg.jp



●このパンフレットは、福島県産業廃棄物税により作成しています。令和7年3月 発行

STOP!! 不法投棄



次世代へつなごう
美しい福島の環境

福島県 福島県警察本部

不法投棄はしない、させない、許さない!

不法投棄とは?

廃棄物処理法には、「**何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない**」と定められており、これに違反して廃棄物(ごみ)を投棄することを「**不法投棄**」といいます。

ごみを捨てたり埋めたりするほか、ごみを放置しているような状態(不適正保管)も不法投棄に該当する場合があります。

たとえ、**自分の土地であっても違法な行為です。**

また、**土地の所有者は、自分の土地を清潔に保つように努めなければなりません。**

罰則 不法投棄を行うと、**5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金**(法人は**3億円以下の罰金**)に処せられ、又はこれが併科されます。これは未遂行為も対象です。



不法投棄がもたらす問題

●環境汚染

不法投棄は、有害物質による環境汚染や、景観の悪化、悪臭、害虫の発生などをもたらすとともに、新たな不法投棄を誘発させるなど、私たちの生活環境に大きな影響を及ぼす問題です。

●原状回復にかかる多大な費用と労力

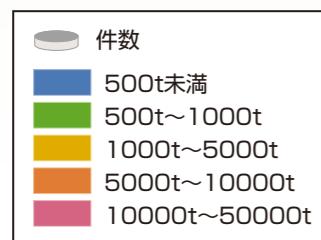
不法投棄されたごみを撤去して、もとの環境に回復するためには、多額の費用と労力を要し、その費用などは、**投棄行為者、ごみの排出者、土地所有者などの関係者が負担**することになります。

刑事责任を果たしたとしても、ごみ撤去の責任は免れません。県は、環境の回復のため、投棄行為者・関係者に対してごみの撤去を強く求めます。

不法投棄・不適正処理の現状

県内の産業廃棄物の不法投棄・不適正処理(一件あたりの廃棄物量10t以上事案)は令和6年3月末時点で125件、約9万6千t残存しており、その分布は図のようになります。

県では引き続き行為者、関係者に対して撤去を強く求めていきます。



*不適正処理とは基準に反した方法で処理や保管(野積み)されているもの。

不法投棄を防止するための取り組み

●監視活動について

県では、監視カメラの設置、不法投棄監視員による巡回、民間警備会社による休日・夜間を中心としたパトロール、ヘリコプター及びドローンによる上空からのパトロール、主要な幹線道路での産業廃棄物収集運搬車両指導検査等により不法投棄防止・早期発見のための監視を行っています。



監視カメラ



スカイパトロール



車両指導検査

●地域住民団体への支援について

不法投棄防止啓発、監視パトロール、地域環境整備活動事業(地域内における廃棄物の片付け等)を行う地域住民団体の活動に対し、最大50万円まで補助金を支給する事業を行っています。詳細は最寄りの各地方振興局までお問い合わせください。



地域文化祭での啓発活動



車両による監視パトロール活動



撤去活動

県民一人一人が「**不法投棄はしない、させない、許さない!**」という意識を持ち、生活環境を守るために監視活動の環を広げていくことが必要です。



野外焼却(野焼き)はしないこと!

野外焼却(野焼き)は、廃棄物処理法により、一部の例外を除き禁止されています。

罰則

違法な焼却を行うと、**5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金**(法人は**3億円以下の罰金**)に処せられ、又はこれが併科されます。これは未遂行為も対象です。

